まちのこえへの回答　№２　（自然環境について）

担当主管課：都市計画課（内線 221）

要望等内容	回答
大磯の自然環境に意見します。 【内容・感想】 いつも大変お世話になっております。自然環境について、意見します。最近、温暖化が激しくなり、益々ヒートアイランド現象が生じやすい状況のなか、まだ、大磯は首都圏では珍しく、少し回避できています。 それは、森に囲まれているからです。しかし、最近はだいぶ緑が減りました。残念です。各住宅の緑がなく、特に、駐車場を最大限に取ろうとし、そんな家が道路脇にたくさん出来て、夏の道路は暑いです。人災だと思います。ぜひ、町の方針として、生け垣をすることを推奨し、緑地の少ない家には税金をかける、緑を伐採したら、同様の木をどこかに植えるなど、対策をしていただきたいです。補助金制度では、誰もやらないからです。 緑の維持は大変です。土地に一切緑を植えず、借景を楽しむ人が増え、ずるいなぁとも思います。 あと、駅前ですが、古い交番の辺りを緑にしたら、町民はじめ、観光客のいこいの広場になるのに、特に夏は、休めるし、よいと思います。ご検討をお願いいたします。	日頃より、町政に御理解、御協力いただきありがとうございます。 まちのこえに投書いただいた「自然環境」につきまして以下のとおり回答いたします。 町では、「町の豊かな自然環境を保全し、緑あふれる都市環境を育成、創造していくために、具体的な都市の緑に関わる施策を総合的、計画的に推進していくこと」を目的とした「大磯町緑の基本計画」や、「海と山と歴史あふれる大磯らしい景観を守り育み、次の世代に豊かな環境を引き継ぎ、活力ある町を目指すこと」を目的とした「大磯町景観計画」などを策定し、自然環境対策に取り組んでいます。 例えば、大磯町景観計画では、22 項目の景観形成のための基準及び指針を設定しており、その中には、「敷地の外構や囲障は、生垣植栽又は自然素材による修景を行う。」、「駐車場は、緑化修景を行う。」、「大磯景観資産である敷地内の木竹を保全する。枯死等の理由により伐採する場合は、代替植栽等を行い、周辺景観の良好な維持を図る。」、「敷地の前面にシンボルツリーを植栽するものとする。また、敷地の緑化に使用する樹種は、周辺景観と調和し、四季の移ろいを感じさせるものとする。」といった、緑化等に関することを盛り込み、一つでも多くの項目に配慮するよう求めています。 しかし、これらは、基準及び指針のため、実施の有無は各個人の判断に委ねられているのが実状です。 そこで、町では、生垣やシンボルツリーに対する補助金支給を行っております

	が、今後、更に緑化や景観に対する理念をより多くの町民の方に御理解いただけるよう一層の PR に努めてまいります。 　また、御指摘の駅前の古い交番の辺りにつきましては、駅前広場整備において、大磯駅に来られた方々が集える憩いのスペースとしていきたいと考えていますので、緑化についても十分配慮してまいります。 　この度は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。 　※本件に関する主管課は、次のとおりです。 　　都市計画課　都市計画係（内線 221）

まちのこえ受付日：R8.7.30

掲示日：R8.8.13